甲米五指号

共九八

廿二千五

ル 4
11
9

いもせ
いもナハ

六

[illegible]寒明て妻
[illegible]も楷も雲の
夕こ[illegible]
氣みな[illegible]
[illegible]

明治11 4、 購 11 巻 9
東京書籍館 學校

紀伊國續風土記巻之十七目録

名草郡下

紀三井寺山　田後一切經藏　石佛　吉田村 [illegible]

岩室不動　同豐寶寺　吉田村　八所大明神

玉津島神社　上八村 [illegible]　同松村神社　山田村 [illegible]

塩竈神社　伍尾形山　[illegible]　神楽 [illegible]

宗像山　大橋村 [illegible]　有子浮　須多田

毛見村長寶寺　西ノ　文比村　勝浦 [illegible]

海ノ中石　江口村 [illegible]　全面石

浅原大明神　御坂　大年村　後山 [illegible]

鳴町　平木　舎利會村　葛生浦

汲村敷出精
修敷山
是札村
改修

参河國總風土記巻之十七
寳飯郡下

孔大寺

深田村より三里余東北の方に位へり高山也
八分より孔大寺権現の社あり 深田村より十町余
其外別当寺の前に王権現と一社あり 是を拾社と称
するなり 本堂二間半四方 拝殿 内陣 村民 高田
三拾町を孔大寺権現と号すと云ふ 其大宝年中
宝積大宝元年つくるなり 是より山の麓まで凡
六町あり 孔大寺と号するは 孔八岩穴といふ
修行者此岩穴にこもり 柄を立て修行せし

きゝ女とせ木像をきしに神出て白馬の形を現し
玉王大蛇の形と現れし也又女と食とせしと云ふ也
若去らハ右程獄抔の是きら婦君の艶飾す云示
ごとよかうさに右之郡の民俗五味よしてかうへ
不合よ小郡神と出示おちひし参下し他俗人之神
蔵といふおしく いふ人ミてかりて神よ小郡を除
其事者可作依し我し大傳よく人と生称ミら
事と謀りて里ま子ま呉田五ふ祀以為人なりと民右
神とミまし用人其説言事のとおり云人なまらハ都へと
用ひしを右郡神なるとま三郡之かと付山す派
香有周五周天の其ま義緒と在申したりゑの

ましこし者依のたるここよ釼をたし大以田村の
陸田よ手足来ミて宗有其の長拾三町横四
奇有村民の語よ者乱ろすより悪風吹て山
雨にし往来の牛馬手足死したりとて民俗乃
説其実否知れしたらまそ

田係一切種并石佛

手足丈三尺今は三尺五寸と浚ふして首きは田
地と高附をられしハ其丈三尺後浚よ在来り
又上深まて入義科又石佛石像を浚より上家
係影江戸よ名りの田附済す手家三ハ源氏の
世三年より其後近物云文字の人民有りしかハ元七

のく世をは捨へようつ也と我経石佛と廿社と池せ
石像をはさ所々に出る大日社より定法師子の
其以て書写我経は一部ニ石中我より深りし
如此に二部あしらハ庭上より深りし我経其本
幸中国より長暦年より日光山東照宮権現にまて
納しけ又内一冊写して奉納しけ今のこの所にて
あり石佛をは元亨記に屋宅の以よやの所にありけり
其も寛文二年奉社の例に移より長暦四年の
様似く今は天皇より刻のかる部分なり名宮法師
うまりの奉経一部彼庭上より奉りし我経を
え存し一筆にて書写しなさい大定の由緒の

其よし高祖自ら吾一年応元年釈迦文と日記に至
一字を経ニ石山ニ光明供法華をは写く秋つに文保し
釈白称名陀羅一日法華四句の文を誦して此我経
庭上にて書写の大般若と興行し是に依て入宋し
本朝に帰り常途の文を伝へて太宗皇帝民間に
対して多く如法書写の大般若を流布して写経
の功徳を以て書写して民間内に所の書を教へ
深く財を捨し玉経をかし我経を書し板に彫
新家の例に是も書写二度に此より託し
都書写に奉る帳の年々も多くは
往にて相を貫き念して書写しける所々の定

陽成天皇文治三年四月十日此寺を建し
和僧正寺にありて是より是号甲子年始まりの
本寺と名を能とる名主藤原三十書写比丘尼祐
陽明善寺文書久六年一切経一筆の人比丘
良祐と書しおゆる文治三年修良祐と書を
以外に久延寺書名を不書して後と
つまし相の初法を今まての内多は書り今に至り
後目終を同久延法師大寺より僧無く
とふ田代の没名を改し東祐おこて久延寺と
云ふ本朝大徳此所作玉治居信
無上大寺一切経書写寺と延より別定

久延寺と云ふ里義は不知詳時代治以れ
さしの十一　旧福寺を元大寺四寺八寺あり寺院有之
又十院領今四寺五田邑と不書より日吉絶今
神府の西の側別寺よ是し神の如し久延寺
三家本僧を剃帯し又今に至る仁治三年国
寂と年六十三才吉田邑村八年
白隠と云ふ禅僧
再吉寺
以て久延寺旧とし寺の院内と称
吉田村　信国候京他
吉田村の田中寺原田是を

因縁ゆへそれより山中の梓まし向寺山中の梓へ
寺まて凡河内郡岳安院弘安年中僧堂
次今井川と号し其本尊を流し凡そ此藤大王寺
長氏従三之て六金堂と云其社の御神佛像と
云事ト云福徳圓満の所なりとて石すて福圓寺と
いふ白王楽をとり仁義法師と云凡八せきて此を
絶ぬ五百餘山佛法を弘む長三年昌泰と云僧
来り候を山別に和寺あまた寺々又土社あり比とん
大日 宝治大王あ代かけり 衆迦 寺三の梓わが代かけり 比三体
弘法大師の仏二ツ西法院 弁要持段の聖 是ハ仁佛作の仏也 記あり
御脇立御前の聖 仏ある佛の仏也 本尊大佛なりて下大分本像ハ五體

かの梓は本尊阿弥陀如来別に中梓ヽ本国ヨリ
出て見へ佛作りと申ス作りしもあまり立ち給ふ佛
像にて其の御丈三尺九寸長谷寺流ニ云ハ候居ケ
ニおハしける本作にて神代の昔よりここに九ツ也と祈書
ニ候ひたる事の由を祀りて大日寺と云ふ所の古き
天禄三年に本尊を立て大日寺と云ハ一万年会
拾丈餘の堂あり二階の大門あり其外にもとう
下に大殿ありて一級ありて仁王門左右に揺石
又佛堂ありて其より内堂の保建を立て其寺堂
此年して凡そ十余たりしと盛代ハ寺凡
絶えし事也依りて子院もありしが今ハ五十餘歟あり

総て義教將軍ハ一揆の者ゟ誅ゑ義教院殿と存
示し昌信とて持僧を務めし法師より此寺を照山
しとしよ山國より住せらし年四十年にて立り
おくし永享元年三月廿日より日數を旋て本
合し同年三月廿日より断食し廿日ぶ命尽
年四十五才にて入定して死せ當世の事なれハ
四方より来りてんを拝せしとかや則義教院
の後の山に葬りつ

吉田村の西に今在善念寺といふ所ゟ東方
内(武者所)上ゟ行たるる者より

岩屋不動

法圓寺の二町ばかり東の側に石窟ありて其中に石龕の
不動あり長三尺余何の代より安置せしや
しれず當時石にも文字を刻ありしとて今ハ朽ちて
ことはりの入はかりなれバ由緒もしれず吉田の里人ハ
のたふときことゝいひ志願をかけて入来る者多く四方より来り
つどひて市をなし侍る是又吉田村の賑ひなり
田の傍なる寺在渓て田端の不動といふ法圓
寺の末寺なりと也

白福寺

田の傍なる寺寛文元年十月某開基り鳳山大善國師
の弟子甲山和尚(四世)中興後藤氏信の母(追)氏信より

長瓜寺村より真代寺瓜にあり　昔は子院
四十ありしといふ　此寺極と日到にて南貴
名剣の宝あり　今は宗福寺支配
吉谷村　八幡大明神
神子根峠と云處より流るゝ水を下の七神と云ふ
其後とせ都て八神と称し縁起あり　承久の頃十柱の七
神と崇奉る　宝殿あり　神事今はこれを
許曽山神社
天谷村の上を許曽山と云ふ　山上に許曽権現の社
あり　当村より上九　天は天皇の御宇元年
無中権現と勧請ありし　宗像縁起あり

宗像太子の祠在り　此は村社にて田の神宗像
あり　此外宗像の祠数多あり　田の神を守
護する神々なり　宗像の社にて神事
あり　今は宗像の社人なり　宗像の社の神
主の社人なり　許曽山の今社人なり
上八村　慈福寺　大の刑部が上人と
山号　安山　正山月　寺号月居寺　今を
同じ寺なり　氏子　今は
号あり　土民と田陽寺氏子

其ノ住職有民部ト申ル院ニテ住ス又山氏
曽我の家人ニて三氏の孫と云々民部の子と称ら
こふ山本氏より曽我村ニ来り知行ゆかり
又山本氏より曽我ノ後の山野を知行せし
しかし又なかに大蔵付の間を治定と云ふ
曽我住院し山村氏ニ第一人より宗家主持
の名跡ニ昨年より平ニて氏を改ム同所に住ス
然るに禅傍先長老之文の毛山中有対して
ぬて帰京として名跡し

内殿　神社

十社王子大明神有国名の里ニ大山之里ニ神ニ

建武ニ正成五勝ノ国後醍醐伊勢毎ニ侵く
将軍ニ外ニ神社神名不詳ニして又信王子と有
是社田畑なりて元九月十八日祭礼有

山田村　清福院

清福院ハ昔より当地山ニ直文直世宮儀太文
同氏の後室当村某女氏男の妻の里某有
某女の後の某ニなり某女傍母某人の里某有
又同の後の某ニ教ニ後宗の恐をやたく有
ニ在し某寺某院ニ来り某保と化り山寺と
ニて某ニ某周縁ニ某ニ後某の在也
山田村清福院の中ニかな大ニ某の所有なり

是より呆ては富樫大乱す依氏大国を守とし
同時に白山の衆と争ふ長つの保川三河守をと号
かの三河に富を権（二治信し至川氏と称し）氏虎
の子刑部少輔宗氏すゑ三河に三年住し世阿尾
張守と喋り入候金善ら攻をゆるし三人の子と
共に呆て富樫泰高を攻むとも具父も女子として一氏
女子其を富樫山田より女子とを嫁し名を
上有名を云ふ富氏之家族民得ら婿子行氏
之とを名乗りて前姫とやあつと名あと号り
渋谷し山田より仕し森と陸前を攻ひ三百十
年四十八才にて病死也十八村果僧侍すに来り

氏実を名を改て氏男と号し氏男すゑ大内氏
陸の守より前の如く大文十年九月陶全幸
主君大内義隆を殺害し義隆吉見と云
長門深川すゑ寺すにて自殺とらる然して
氏男故を結ずみろら不叶義隆の跡と云て行
ろら故止めにて山の上にて雨にて残ひ給と
生年十三十三とや見送人と寄らみひにて氏
至川にてや下し泊ら盛の者しすゑ富樫泰を
四郎氏冬と号し宗氏ら家督とし大事月に立
とし天文十年九月十二日富樫に下し白山の城す
入りかけて畠山あまたこもりて富樫泰高に立て国を定

是も同氏貞と同氏の子として出雲尼子の子と
なりし氏貞の弟に代々相伝の是と氏貞の嫡子
そして春徳と云し当年三歳幼稚
なれハ元祐とて一族の内にて定まりて
稚氏とつき子にし氏貞を助もし此事
一旦思へとも是まても申されまてハなし程て自然
合戦もし事陥後のひとまて是ニ氏貞子孫合戦
次第至るまてと働くれ有りて從守し氏貞を
主とし又是代相父子ともに氏信の戦
代相を立て事を悦んて是を同年又陥合戦
ともにて氏貞と云ことにあるまて此事
二のもまれ申す山陥合戦を立て其門よりの後に
元村元氏信タ代相と殺してし（其子の郷の庄山村にて死去の由）
是は後文陥共和にて二氏の後守も有り
首藤と殺し氏貞と深くして宗像の庄
石相又宗像兩家より三村備中まて備中に庄
是也後守の首藤と殺して（二階の氏貞の事に山田後守と談合して）
（まかく人々毎に宗の事と元村備中にて殺れし）
備中まて備中に三庄ニ宇山田村後守の事として 天文廿二年三月廿三日の夜
元首藤の事をもちて又相郡首藤を今来の
月と存して日本へ使を立て後相申して
兵なりしと切殺して十八人ともに下して候ひけり

長家のほろひし其の子とも三百八十長家を殺さし
ゆへあまたの兄弟に至るまて皆殺しにされ越後
守護人の為とらへて此方へ討たれし者を殺せ
事出羽越後に至るまて皆其外女房を
始めとしてそれかれまし三十余人等を捨て自害
より其外数多の者とも知らされ国を押へより
越後において中々三十日小家とおりし三十人の
女房子供殺されし二人其方にいたりしと
三十人皆殺し長尾と云ふ女房越
後の力となりて自害し女子の菩提とて
兵糧や其の後山の尾にて日にて[illegible]為死にし

女房四人とも女子の菩提の例に任せ其後二年天文
十二年三月大合戦に討死数多殺され此由の沙汰
語り伝へ此時二十人忽ち本へ入れ越後
長尾為景の尾の房敷しられ仰にて云出云
其後[illegible]支へける程にて待居れ
しかるにや是つき鎗疵や力尽きて見えける程に
しかるに此後て死とりし長尾家の此所とて
とく此方より又此後[illegible]殺人四百人
諸将と定たる事[illegible]しく然して九月
又[illegible]討死なり此中其御内[illegible]
名れ衛将として其後長尾家の名の尾[illegible]

甚もかへて其信とのへ勢ひ出と表す事に出し
変ひ見る大汗をかし病弱すへ生ゟ病ま有まれ
死せと其後七ヶの内病同私病し亡く死とも
其後を語く占師呂ニ民父の其母占をなし
極こと祈のかりし出ふとま年々と三事けども流
三年ま民父の跡ニ立て病に死去り父の
三氏之事ありと三七日といふかし病気の死去
しくこし其母と其くなり其ニ病ひと殺
しれ事と いかり恨み母の勢ひ凄身なると信ま
ありしと見る 其を三事ニてり病ま其外絶と
なくし たる病む（其）とも表へいつも今に恨と語りて

いかり表をたゝして其日まて病死と氏父の跡れ
生じしと死也ニ語り氏父の跡を言ふ其と其れ病度てえ気
氏父の母悩みの病身にして 後ま氏病と法死
とり後室と殺と病気にかゝりし 家人其返と
に陸私病と三父の死也と氏父忘れて三氏の後室
の者と田條の村中に社と三氏ハ信心ありし
又山田村の誘橋にて後室母子とも右衛門
附し表者と供ふ彼方へ必と本し 其の玉命と
其悪き母の出より止事なし 天正四年 氏父
死之後 氏父の後室ハ其母出より来らん
事と思れ 三氏の後室の其女及び信母まで

比叡学宗院と云ふ山田村法福院に在る人の墓
より始めて比叡山にして文書を写して是より
寿林の由法福院寺院の田地を皆没収ありし
島信考と号す奉くの本に記して彼の山田の地を来
てよ

一説に氏の後家及当郡を賜りて石松古法
尚考ありしが其上は法の社人なり信松
ともなる法福院同じく道寿の古なり これら
右松氏を祖の寄に伝ふ所の由来の記を
彼法家ある事を知りし其中にある人々より云
石松文書は宗派三年名と但馬に改む

氏と化する後利益をしてする事へ事に由り代
来し右石松藤道に作つて其名を世に知らる
名へ事こなたを以て称せし 法福寺社とあり石松氏より

鉄幡神社

生蔵部名は法明宗法福鉄幡神社と云ふ
名称より 毛羅布志九州の一と本国大臣の神名を
和泉国中社の主殿西の部の社より
志賀の国神なり 主法宮前三代宗派の国
より国神とし 住居と相続より是より後
社の事法の氏の事を由とする所の事
有寺山ありし四方より回りて当家をなし村在

成り甘山を象形といふ山の例に神体有り其所は日
武内宿禰甘山住居なりと見えたり象形とは神体を
安置し其所を甘山と云ふ甘葛天城谷の号を
守り居る為にて是ぞ信濃人甘氏の社といふ
又同備国法美郡の神社も武内宿禰を
祭りより大臣恒とも申伝ゆへの国と同
恒と云ふ日繊幡の社武内大臣の神主と申すと
りふ説さとよみて武内大臣にて永り天皇の臣人
以て古代の事と仕へて政務を取るは五百三百年
異 仁徳天皇の御代まで神功皇后と呼
彩こ叫をさ封ぜり出く長命の事は生まれの書也

難此の下社より字像の社の年中生れ社まいく
宵より御鐵幡社よし瑞寺有大宮司まで後の附役
川の近江し寂有居住の寺より定次焼神友之
早韓神祇社領有田和尽くちまでは社より社家
下まとまりの本の方まで武内大臣の世流にて有る人
有里俗に天上より下り附帯とこえよ姉の御に
大臣の父母とよぶ方の小社 勝像町東隅にある
手代川のよし萬来の明神といふ

佐屋形山

廣坂東この事を國あり此社より鐵幡谷
山の小屋形山といふ海上よりしれば其形は

舩形より西は丹後三方は海一方は山に続けり
船路近くて見えたり山あれは後拾遺の詞書に
続けりうみへしき山なり名所なり古き歌合
と濱なれは浦の浮島松浦の名を出し是非を爰に
その外八所有あまたの風土記東よりは
岩船山と名付くし是を後拾遺集の詞書
船岡より上りくるまで山をは霞とも云し
浜と浦とあり

春吹きぬ風の音船出して見えやすらん　右大弁通俊

又木　赤ゆ吹く岩船山に立ち浮かぬ月浪にて見えける　増基法師

又木　春船漕ぎ出の浦の音にて見えける　御製

浦の浮洲

浦の浮洲鐵楼社有出る程とふ青三韓又
あつまへ渡しと浮きしに明浦は浜よりあたり名所は浦
の東の方御楼山是の方五町斗浦に有今此浦の
かりに作る島ありく是中之し里人云り此浦の
事実因に印有静示国教要海に
青歌詞より浮とて有是也是
浦に来此の海を静示有
きみ有と云ふ

万葉八　浦の秋の

新古今　山浦の浦の浦の歌　元大臣

安徳 右は平家の亡霊につきて世に隠れなく云伝へたり
扨又平家の亡霊のうち教経…[illegible]夜な[illegible]
宗徳大王[illegible]一世四氏 文明五年[illegible]
群卒多く[illegible]海[illegible]船を[illegible]
海へ入れ大[illegible]船の上より[illegible]
[illegible]若き[illegible]上[illegible]
[illegible]海上[illegible]
[illegible]上[illegible]止め[illegible]
[illegible]長門の国の[illegible]九年[illegible]
[illegible]
[illegible]日[illegible]上[illegible]
[illegible]上より大船[illegible]
[illegible]今[illegible]
[illegible]上[illegible]
日[illegible]
[illegible]八村の[illegible]
長門の国の[illegible]民家[illegible]

伊勢より移さる是皆式内八座の一にて其外猶爾
延暦とおし也や伊国といふ也なりや是年中掃
りけれとも

神崎

青海原の沿神崎(かんざき)と云神崎民家の手
なり是より大海に泥を流し大海より海に船を
とめる西神の濱と名付しなら之町有大日如来
神崎濱にて此濱有民家数多有日本の古き神
律宗の斗志る明神の社有毎年九月七日祭礼
姫と云物を祀る事といふ禅寺有浄舟寺天台宗也
是より山寺の後寺来寺なり

岩倉山

西蔵村の上にある甚だ高き山なり麓に楞厳寺村あり
麓より出て甚ゆく桜花時節参詣多し是より青神式
三月四日より石佛し其の傍に楽りの附一神あり
ある人来り寺に来り民家を知らざりし人住して其里を
西馬と云ふ村といふ西蔵とて此中の名は西蔵とは書き
是侭民家あり此しより西に有る民家凡四五軒あり
右の民家数多く此山下に楞厳寺
といふ山村の青木ある寺あり昔より今は是をけ寺といふ
西蔵の山寺寺村に有る寺跡あり其上の山や
山上といふ花の岳と上山の名の所と云ふ仏と云ふを

黒瀬嶋村より鐵砲と出されし大寺の西の山を言
今北浜と申し唐土へ金銀の鐵砲なり　赤馬村の名
吉良竹の浦東方の名残油寺と申スへ二所の
保利寺　赤馬南より青木村迄二し赤馬を経
参る　海辺の家を後の西浦とて候ゆゑ

大穂村　石像あり　出家申ます

大谷の内白浜と云谷の中より出ると申す　中には川流れ
川と候ひ　五戸より民家あり　民家の名川より
以て私有五山の辺にして民家の浦山て
申ますより　赤木村へ似たし　出る花を知し石像寺　宗
一宮寺と見る天まて　村口より出し　出家福寺

右縁の保安寺なり　法宗より出寺とて法の
旅まて安置　上の七寺　永録年　法名　天文年中　釼三
さとまの浦に　宇津の浦家の浦家は安楽
の国　浦田に落葉七十て見海の信人ありて
云しや候とらふ為め下　出家福寺の上石像寺の祝
寺中まて永享元年三月　剣をとり剣をうけ
性名和尚に縁記　三月　北面十七文字を
なまことなく　ろくさ四月極上方へ
ある　出るたて　出家毎に決し
上より家を候ひ　むらし　候実に石像寺定
其後　旅き名　八古仏　今の信に家村

伊勢伊賀より出る所の大路也四年先右ことやうさまにし
名をふ其後廃して関東より改補しとなり

名千深

萩原村の出はなれの西に青加てありしと名付
深といふ延喜年中より貞吉青尾坊ここに宿
文禄の頃迄は萩原の枝村にして青尾坊とて
大悲なりしと云ふ延宝元年尾坊の氏寺と名付
除きて萩原村とかく今は名なし
又言ふ青尾坊ありとてしかしかなりいふやいふこと

須田宮

昇村より山ノ宮と云て関東延喜年中堀越し四方かかりし跡

りまて山より瀧原の上し青尾坊居跡にも御出
入かりしと云ふ御前神社村名とも廃して今はや

主光村　長谷寺山に從三衰山と云ふ

長谷寺より銀嶺峰大和の長谷の旧記を勘
言ふとしかや青尾坊今のここにてはふしかしより延喜年移建と
紫り延喜年中大蔵にかりて此村に

西郷

上下村有青尾坊上西にて上西にては来て
名村へと三四里移て西へと今名村より大かゝは
大久保の又は水下西へよ流れ出西への東に来た
の西大向名を改め河原とて

住吉と号するは住吉の国、住吉社より
出伊の孫江津主君祢して中国稲原名字
分かれけり天自ら於星子如住家ら附ふ尊
西方より上西方の南に主所の神社大社
次の社務職ニ所ノ大内家ニ於ル任家ニ譲
深江津ヲ三州ヲ完ル大内家男ヨリ白河
有本家の社務職ニ年此光清寺神職ニ備
以可為仕武役忠ニ父有り与へし事と為す
白光之子孫四郎隆等と父の跡を継ぎ西にに
任し天文元年主元祐叔父宗像氏定ニ年
しむと討れし此大内家臣より出陣とある

是は陶の子也とかやより隆程が子弘四郎隆家
宗像の臣白井四郎を婿とす大内義隆ニて後
此は中宗像氏貞の弟なり宗像大宮司天文十年大宮
の滅亡は出仕と此氏貞弟家が所中やり隆家を
殺さん五百余人と共に長生弘和四郎を誘
まれ謀反にて其後其里にて宗像大宮司
よりあくとなく立りふ大宮隆房
西方の南十有ちと立ち大明神丹生宮ニ
住吉明神三柱の三神と称す九宮社
又は社を明神と号し三神の者代上西下
まえば九州の事中村の氏を乱し合いを

接待の使たりとし河に至るを旅行する所を以陳答
主兼之宰奥村陸奥菜ふ事も天文丁亥の年
此里にして少々福山雨夜ますり任と民と云れあつて
隣さる稜尾又れとりて太宰に往く国中を
失化りし詩有文献集十月富郷に寿吉
朝鮮と改めりけ寸志と又して大明に傳へ
我國第の奉にし其後是幸中来の事に
入たりて云ふ軸ら詩文の集と管某稿と云若年
よりいひしも喜樣より茶の得す陽化
見り是長年吉其一百年大寡蓋對ろ事也
家也

寺沢村

此村神明宮の傍くるり菅沼と云ふ村あり
よりて沢と云ふ是より有荒田篠田大石黒山
の枝村皆大野の山に沿ひ山下に有石城の頭
石城山の麓に傍なり

勝浦　桂浜　水流

名高き万国都の国神功の皇国と云ひて勝浦
嶽より山より上りてしかつら岩とふより久米村と祝り
今皇への三條小子皇后勝ひ勝てより日湯
よ七らせの小名かつらと久米村とてふ勝浦浜石
西と云ふ有勝浦の西にあり上年経て

一説ニ昔ハ紀伊多摩及和泉地ノ勝浦ニ往ニ
至りされは昔は勝浦ニありて勝浦の勝浦
村ニして大海にて勝浦村り陸二十四五丁隔と
しか寛文十年頃和田ニ至ル迄は八拾三町ニ及ぶ
日本海浜成三百町有余今ハ陸となし勝浦の上乃
高山で勝浦ニ至といふ山ニ宗像太宮司三條
六代氏国様勝浦の地形西国ニ在るの宗像
四町南北二町斗有余ニ文上て有しと
不有り勝浦ニ至て年々の松原ニ年々に北
方有付ては一里余ニして相渡り昔を偲ぶと
申す人今も多し

海の中石

勝浦村ニ福津の名の海中の石として是を三町斗
有昔ハ勝浦ニ有て名を陸海と申しき
日本ニ及ぶ三百年海中ニして海中に名残なれハ名付
今ニ宗祖ニ依る福南神田海の中石勝浦に宗
像より勝浦に至て四方ニ二尺斗
二十間有り是其の浦より中に在りて三間より大船
の勝浦より海の中石として二尺有されと云
伝へられて今も宗祖に依るとこそ
未考 秋の夜の月の勝浦山ニつくしの海の中石
近き頃の歌より後京極摂政家の良経卿是を詠まれし

なりし山を後に三嶺を三嶋御岳と称りしなり
猿ば葉原山と称りけり

六月條

白井村の隠田より富田郷より十三町余し青田郷
の神の出雲より今は祠と号す日吉に社有
青柳川友輔和倉の森とて田信神書と云
の流に北ゝより都十二段まで云ふ古くより
神妻と石寺のとまりとてありしと云ふ今五器大武
社なし山下の流にて今の田信の社の東川
總し五月五日に出て献ると有と日吉に
日吉と云宗像社と日六月大日は宗像社なり

妙見宮のことありし六月晦日に出て夏越と云ふ
など六月晦日より夕に後陽子なりとの公祓子内
独鳥と云し神事なり文内無風の前に出るは
是の風俗なり○白口村を田信川の海に流
今日祓なり同川の源苦き源のとこ六月晦
入国の禍とを水と云ふ祓のことく日吉
是なりし今若祓と祓とて云ふとこし
うくし又渡川に流し今は祓とつ
也○天平四年南宮の大祓白口の
若太宰氏祓の大と
長二年八月榎二年

為ま事ありし幣をも取合せ御手向ありと云
是ゟ村々ハ氏神之是を名とこそいふ

名児山

田嶋の西山より勝浦村へ越る峠也 田嶋の方
は麓を名児前といふ 勝浦の方にては名児山と
云 田嶋より宗像郡にして内浦を通り筑前へ
行し道也 是昔上方へ行路なり

おほなむちすくなひこなの神こそハ名付
初メけめ 名のミを名児山とおひて吾か
恋の千重の一重もなくさめなくに

右万葉集第六巻ニ 天平二年冬 十一月大伴坂
上郎女従帥家上道越筑前国宗像郡名児
山時作歌一首とあり 大己貴命少彦名命ハ出雲
神ナリ 天の下を作りまし 此日本の神代に
ありし御名也 かくよめるならし

手向尾

田村の西山 上人の伝し 宮地嶽より花見
へ越る道也 手向の山のたむけ嶽といふ
なり 冬まて里人よく寄る花見に来たる
旦来る里の伝に昔ハ ゝ ふ ちの山麓
名山にの手向して

能古明神

岩山村より出湯郡中惣にやまの百姓に傳らハ
昔神功皇后形をと作しの附神の帆と结し
神とさう会ら良神をやまほい早やまと成ほと
乗ふ日ら社毛はるやし色場の事ろ出湯三郡の
両よりかや社とりて社とり

岩石

日本上古の一の宮 伝去二の宮神功皇后と流傳
大宮は日ゆ作と一の宮日本に下ら大明神三

幸平山

名残村と號す我上古日本の跡なるとなり山なり
幸平山の四面に名川山有り上古日本の山なり
又幸平山の外に花名村の上のかやの山幸平山やり
山なり名残村有しハ今世村と云

保山嶽

田原村より山ちし保山嶽大明神の社有

鳴町

日本之昔今なし武家中外あて本木の枝村と
しら寛文九年豊之鳴町と云ふ喜村と
其外の内子孫なくして其名とおれたる町
町の四面の山と昔之鳴の日本村の五日村と陸て
民家やり中に接し来り年し本木の枝村と
一人今ては町と　馬場しの上

赤木

此所の南さき谷の中にありて無陰かりし所なり
但天ア住社し村中ニ川と云々て上り行ゆ
小川原の辺より安良寺極て清流とし定宝
八年同村永谷の家ニ来ニ怪物来りし帰ると
今や是と彼と見らく多しとと云ニ皆様りて
さあさあ先ニ是と妨く事ハ能様のささうす
是又怪物の業し吾郡村氏の帰母とおろして
懐怪りしも　又手と来て死せ其子怪異形を
根祖程の陰ならんとして見へと甚し妨ると見れ
其大ニ込し白村ニ出郡外の事九百年中事

又形又は文後寛保二年因君より先怪物の
見へと云話右蔵まつつ是より彼怪物見えて
来らぬと社て後一夜怪物来り彼見大出て是
ニ戦ひ手ニ討しきれ其後ハ勝負無定しき
怪物ニ逃去りぬ其の足をかミそりにて切たる
ミし痕ありきれ其外異なし又一の太刀を
勝負なりしに乞首て其名を残せしかハ極て
徳あり九の矢を服用穴り後浅ニ彼
怪物平来社して後出典の福所山中大て持と
たしに林中に怪あり既物有りてしらる其怪
物なりけり赤木の氏姓ニ見寄し物ニ見ゆらん

こゝろ有て佐渡物村民に問しに何国も
海浜にて左右に教へし事也所
金剛舎村
山のかしらにあり此村は長田国北條郷の事也
第二分の上なし
蓑生浦　みのうらともいふ
福島と称する所の海辺より祇園社の南
物にて称する所より北に去る事三里ほと
浜名村と宇佐郷との堺に蓑生の名有今上西て
村に蓑生と同し枝村あり　蓑生浦の事也　蓑
生の名と云ふし浦荻浜の十八名を開き十日

もしほと歌の伝はりし浦くの名とて有やし
待てぬしまゝりけり
浦かにうかりし蓑生の浦のうつる月影もあるへき之有や
蓑浦のは波のへやまついはひこそかひのまくまくれ
浦村
浦村を伊予の国の境のことし前は
しう海の中にさし出たり浦海村は浦に
土佐より走る浜の集る所にて二方は浦浦
浦浦一里余りも浜浦は其の浦東よ
記されと見浦の所にて民の浦へは浦海といふ
村名を浦村の中に有てし海中にしたる

岩山之又形数のことし 巷滝に沿村より北に聳
氣の方なり 社有 三嶋大明神と称し 社中ほ桑
鳥居より 祭礼九月廿日之 又小野槌権現と云社
有れし 神 権大将之 神 切白羊にて日中よりあ
出ニ候ふ 又 牧ある山 神と云る有
牧山前と云る 風呂と云る 牧なりしとそや

そ祝村

此の邑こ 高さ二百斗の 森有 山王権現
の社あり 松村の内 大明神の末社之 祭礼九月九日
なり 又 若宮大明神の社あり 里民いさ以たり
古明神と云 当村の産土神とて 有りき

九月九日なり

大隅

種島の西山に向ひ 島也 民家多く 山の傍に居住
して 民畜をやしなふ 海有て 田畠のとあ也
当郷 日備 最備明神の 社有 古の後の 形を
有す 勤候して 当庭の 家備に よりて 有
[illegible] 日備の西に 向候とて 山に有 民家
三年四月有 大備の 二十 四り 日備 十月 権の 候
かり 御手 たる 向を 立てし 有れし 吹上 たる 御 有と
後日の 日名の 事と 上り 佐倉形 山 向い 立て 又
日備 民かの 為に 石と 集て 築 多 後 民 有 波

風姿花伝書を相伝につき候ゆへ為其奥書
世阿弥[illegible]相伝にて又後彼孫[illegible]元和四年三月
吉長[illegible]五代目
りとり又後口伝し四代なり

後[illegible]風姿花伝書[illegible]十七段

筑前国続風土記巻之二十八目録

怡土郡表　已拾八所

高祖八幡宮　千代松原　深勤寺　赤坂坊

勝楽寺　浮嶽宮　蓮池坊　旅義宮

原田　本一貴寺　多々門　頭光寺

井原村　宇流河内　宇流河宮　極楽寺址

井田村（今井原三雲ノ間也）　鉄関　迎河内　金栖寺

雲原村　山伏谷　宇祢京将之谷　立花峯

萩原城　浮嶽河内　江戸山　楓河内

低石山　黒杉山　若杉山之祖権現

五百石谷九谷　日守名　施石梯之

下中条村志紫大明神　鷺西寺池　長右衛門
山田村　西右衛門　伊呂村天神天神又
酒折村ニ見ル　久米村由名権現社　吾殿
名越社　播磨　四王寺村　蒲田傳又
江辻　肉塚天神　小中村

美作後風土記巻之十八

稲屋郷

日本紀に淺口郡　天皇五十三年十二月紀伊國名草
郡の名[illegible]稲屋化倉根に[illegible]郡界よりは[illegible]
郡の名の國史に見えたる所なり出郡東方にて三上山
在し備前郡[illegible]郡の西郡に傳り南にて隣
かまた[illegible]し西南に席田郡[illegible]西北に海にて[illegible]
且東郡[illegible]東條郡に交り接し春[illegible]
合はれ南北に長く東西に短し土地備
[illegible]し山田[illegible]山多く海廣く川流[illegible]
魚[illegible]第扶[illegible]しかゝ[illegible]郡中に[illegible]

埴生の西人より対揚して丘隈村より出て日佐村
多くし長坂より入間の後又郡なれは里も表裏
より分って但馬より秦梢か山の南北を表裏とし
北を表前としても只南の浜村を表とす
詳なり

和名抄に載る本郷の外の郷の名なし

長瀬 高山 一反ノ 大村 八田

河裏 松原 多注つ

今ある本の村の名

表

田梧村 中原村 上中原村 湯殿村

裏 植木村 錦石村 汲村

井原村 佐谷村 岩根村

南里村 田島村 吉原村 志免村 山田村

別府村 宮津村 蒲田村

松原村 小子村 久原村 萩尾村

大隈村 和田村 金五村 江辻村

新幡田村

田島村 若杉村 三尾村 八田村

名倉村

表

長柄村 復男村 下原村

西上村　三花口村　川原村　印吹村　小竹村
吉原村 枝郷柳川福田　谷山村 枝郷騎佛村　小山田村　黒ノ上村
米多下村 枝郷二　佐保村　菩提寺村 枝郷二　延寿村　堤川村 枝郷久保村 保木
森村　羽原村　今木原村　古加又村　麻羽村
上原村 枝郷北河村　下原村 枝郷練田村　三代村　浅村 枝郷[illegible]村
西條村　三谷口村 枝郷[illegible]村　上和白村　下和白村　西浦村

以上四百拾七村　枝村五拾四

気佐八幡宮

延喜式神名帳ニ紀伊国八幡大菩薩沢昔佐宮居
二社大日孁今天稲屋部千座在有志所の神を
三神となり八幡大神に並ふ事よりしめ中社と
神功皇后なる事ニて保昭し日社上代之保障
太子村より中世今のところ移しより
白神ニ日定喜式内一年十年己六月十日八幡大神
権遷て植候神太子ニ天ニ相倍す後三三世なり
下て宮つて天すて御偏の宮にあやし奉る 八幡宮神宮 山明神と伯母
その三年—ヲ—神母のことをしり—かたにいへ
おとに祝ことの—ニ国のたらやし—宮つ山の神と玉依姫なれ
伯母とて　竹ノ上半中歩也三ヶ所へ以下闕日記

日本より[illegible]の聖[illegible]の[illegible]ら
遂ねし[illegible]ときて[illegible]と[illegible]
新羅百[illegible]任那の山を截[illegible]民乃
[illegible]三[illegible]海上の[illegible]穂波
[illegible]の[illegible]より[illegible]彼氏と
て[illegible]の[illegible]り[illegible]と[illegible]特
朝臣石清水[illegible]にし四所[illegible]し
主[illegible]日[illegible]と[illegible]
在[illegible]と[illegible]天國より[illegible]
[illegible]と[illegible]十[illegible]國降
[illegible]の[illegible]し從の西五[illegible]の[illegible]

[illegible]れハ[illegible]君[illegible]
ま神[illegible]事なし住[illegible]
[illegible]神[illegible]の[illegible]
[illegible]實通[illegible]の[illegible]なり[illegible]
[illegible]日[illegible]神[illegible]と[illegible]
[illegible]國[illegible]の四字とハ[illegible]帝の[illegible]
[illegible]七枚[illegible]の[illegible]
[illegible]社[illegible]中[illegible]神[illegible]皇后[illegible]皇國
降[illegible]の[illegible]より[illegible]文字[illegible]
[illegible]國[illegible]の[illegible]の[illegible]つきたる
[illegible]れハ[illegible]の海[illegible]社[illegible]

おしはかるへし異国降伏の御為なりとそ日
吉社剣三の事は八幡宮も皇祀中に定まり給へる事の
事には我朝にも定まる武神なれは若宮(?)を
載たしは北野(?)はしましけるより御社を
たて給ふ御事の語は天平(?)宝字三年に剣三そ
ひとりや是は後の乙かりしは代々の帝も皆
御崇敬あり其文四年の廻命(?)を受(?)天慶(?)有
国西国下向の時悪風吹てたちまち船の底に
海底の人々を安し祈よ日羅と申せしもの来り
天下の廻命(?)也けると人に祈念ありけりとそ
判て海上静まりて無為(?)にのほりけれは御帰洛

あまりよわく海うみの所も静まりてありしとそあ
きらかに考けやとそ證文(?)にもかきて来朝せしと也
住吉明神と申すしは法道(?)寺にあり日吉社の名法
文永二年十一月吉日也しかも此とき八
まさに社をたて後は長く(?)院弘安三年九月十四日
大田(?)にかけりしと法皇文永(?)の後光厳院宣(?)元年
宝日上の文字は上まて北条時宗のおもむき
くまなく三年七月まて祈願に渡りけるをいしと斎
多くの法(?)印院を法皇世と号す注しの院文二
元年三月より法皇の事は北野天皇と唐て切な
り然れは遷幸(?)文明二年宗祇法師紀行

より此社に詣りて祈ける事度の大なりし世と一同に
是を太宰府の御やとみなりけり両社なるハなるもなや
侍りけり祀として本社の取扱四ケ所のことく
遷宮をせられしに又戦争の乱しけれ後花園院
享禄年中又天文年中大内義隆か
社を建立せられ今の神殿是也より当社遷宮の
儀式を立て定例なりし其後寛永年中再建
被人祠ありける大内家の人々没落ハ社なく荒せ
られしハ其後殿中に造営ありしとや遷宮をな
くして神殿を修造して久しくおはしまし
天正十八年の頃豊臣秀吉九州を征しける

凱旋の時当社に神體を移し奉りしかハ社
となして再び此年遷宮ありし先例の如くと
行はれし上京ありしか又先例の遷宮の儀式を執行
慶長年中の国と定め元和の三男安芸に
隆景の国となりしハ福岡天神の世となれり
信仰ハ隆景社に崇敬ありて大永二年七月
神殿を修造ありて今の御殿是なり此社
殊更に崇敬せられしか神殿の再興なりとし
慶安五年黒田長政の当国を領しけり後に
の神なりと崇敬せられし寛文十四年八月神殿に
宗祇の世なり今の名を改めしか
寂の文字に定まりて後は菅原
氏福寺と改め天満宮と号す

拝り給ふ 我天の神中国年に其後の文人等に託宣ありて
の時にてまつりし事も皆是にては北野の社に参る
し 我か住は北野の右近の馬場なりと遠近しかふ
又天暦元年六月九日近江の比良の宮の禰宜神良種か
子に託して北野に右近の馬場の事を大臣其家の男子なり
太郎丸七年にて社事にも植とをまにる是に福ぞ
満しらハ日月尼代北野に於てはこ是に世をまもれ
そこに住院なり一夜に数千本の松生ず四方に松
松生すこをちまもりて一夜の間に又大仏御神
数なし東に名付く聖人の書写
結国にて白河の千里に樹あるとなんとなん
なり此は御代の松尾と號して御田而なり
東にあり秦の都理是秦氏の族三所に仰
西の山上にて松尾なり西の三條在て嵐山
御此く松尾に遷し給ひ社の事を遷し奉りて
日本紀の大山咋神の御事と勧請しと申とかや計り
且て法なき御なしかくて此住院なれハ大神
の神社立て神社を三つ立ありあやしきことも奉
らせや大南の社の神社立てまつりしと
されハや文武天皇大宝元年三月三日秦都理
都理ハ秦の忌寸と仰て松尾の西にて称
日本紀西の山なりて東に臨めてたり吉祥なる

至り今に至る迄修造せる文明十五年十月五日大内政弘
書子共宮社修補の為西國下向の砌金光上下九
十拾町の寄附永禄二年三月廿五日将軍義輝守
惟つ拾町の所々寄附と云々中世
書有之宮所へ年中宮修大文書に社領拾九町
かしゆ文書に見れハ今も神領の事かりしき
也是にかしけれ又日五社の御祭礼年中行事
多しけれハ正月朔日村八月祭典大會と云ふ事
とまりける五江医房の宮修造の祝と云ふなり宮修文祝
多日那村の御祭ニ五代まて傳りしもの
正月長年中より絶め八月の祭典と云ふなく
しく中絶しと定宝三年十一月五日再興の式
始し正年を再興とり是より後月次の祭りを
なりたく祭式を行ふ宮年中の御祭礼五日
祭典し正月三日より五度の祭に年中行事あり
宮宿村よる田の子まて宮修の
神領すくし祭礼奉りよ祈念し祀る事
表社の西より東の渡りと人無之て宮修て出
五村の土民立つ寄集りてれは乙と成りし是より
下社の御殿まし北方より東の方に仕られ
にたりと乎て五村の田数なりつい社殿なりて
森村の宮立ち出て今に伝ふ其是大会に出し
終りに八月大祭の祭り行ひて祭礼流鏑馬なりし

猶承安年中より後は横なり候をとまくかけ置
寺主尭慶人の本りんにて開基し者ハ時り　神事
隠居天明六年号所より寺ヲ附り同例え下しくたへなりと
上之を始ぬ昌山庵社にしかき是の社務より其後の
少ならそ相成りより多事しきを元禄十四年社員の
雲神事の久しく絶たるをなげき因ソ事ヲ申もし
再興のを願ひ同ソ本より宮寺同の為に帯を交して
再興を遂しの同ソ本より其後の海参寺相に
依まて行りけるて宮森庵と出シ合り三ヶの境神
堂神事に三社をもて古来の永黒御ありし其其
式例にきやしく後社家の神事数人とて惣と遂

下宮宗二年の林より神事務しまとを其寺社
願ひ出りて寺にて留守を返ゑ神事不数相勤殊に役
退り其中にてら神事の古文書二しまとを養其源
氏物語より相伝の古伝をおれし社をもて書り相伝の
社を三社ともに仲哀帝の御子二一社様の文に
神功皇后の応神の御事の所にして其ま云
神功皇后をもし神なれハおれし社と其まにや
其後社の神功皇后知しまて八相殿と同し
社に書しよりよりて八幡と号し其の寺
若宮八幡四流より若宮八幡四流より其其の
ぬとえたきりし八幡とえ神く移をを祖て標とせら

よし古記に見えたり又大江匡房の筥崎宮記に云
康和二年十二の稜(?)陽ありて出殿より山王座に
挑り上にあり金泥に記して伝ふるに延長天皇
豊前國より[illegible]國より波羅(?)に
身の位をしるしをくに来り天皇より三國のまへを
経て来る所其次第の八幡大菩薩と天皇是を
皇后より伝へ[illegible]皇后は御[illegible]用て[illegible]と申し
形程を伐り[illegible]是後天神帝[illegible]の皇后
皇御と後の形て立神帝八幡の早造と
出生[illegible]より伝へ知りあるいは出生位の[illegible]御と云
と用の[illegible]御時に係て[illegible]世に伝

らつは[illegible]を[illegible]にて私の[illegible]とあり[illegible]と
思て[illegible]是と表の[illegible]早神と[illegible]
と[illegible]に係て立神帝と[illegible]世界神と称
[illegible]國の八幡と八幡天とて八幡大菩
八の[illegible]八幡と筥崎に[illegible]て[illegible]と云
[illegible]と[illegible]より[illegible]とり[illegible]年[illegible]あり
[illegible]とより品社の神[illegible]と[illegible]より[illegible]とあり
[illegible]伝[illegible]の[illegible]年[illegible]の[illegible]神天皇御座の
三年の[illegible]と[illegible]とれし[illegible]に[illegible]の
[illegible]の[illegible]おほ日立神帝の
仲哀帝[illegible]の間に[illegible]の

陸奥の安積の一張ほ神功皇后征伐にて新羅
王を君の御いのちを助けて日本に帰せ
されば其の故ある事にも松を植て契りをなし給ふ
あらたに又是より神功皇后年中に植ゑ給ふ松を植なり
けるに又松より小松一本生じけり天正十二年十二月
土の中より松生じて上さし出又松も根をならべて
一本の中より二本にわかれたる松をあひおひと名付て
し其の松をまもらせ送り侍りて是を相生の松と
名付そし文明年中其松の枯れし時海陸寺に
寄進の松一本ありし松の社は社内装飾を施す
のあまたりありく神主の中より一本の松をたて
氏の人あまたのたゞ目出たき事にして帝
和泉の国より御申事あれば国主おほせて植させ
の松の事にて社に植られたる松をしばらく植なを
一本植をいたして生立たりけるとて井垣をもうけら
したる松の末やうやうまのひたるありけるとやきこ
やれ此所の今の事枝葉茂りたりとして曰
文武天皇の御時大宝四年秋の此ほひ此国の
けるに僧のいたらぬありしに此所の松の下に
ありとなりて其事を聞し彼所と相語らひけるたよりに
松の室にまかせ其国に参りて殺生戒を守りて
来しに御申しけるは其まゝにして国守の殺生を守る物

しこ　宇佐の放生会は日本より始まりて候へ
昔より八幡宮の四所の前に放生会中比をは
絶て　すたりしを延喜年中又五月異国を
あまり　当国の大守保は放生会の事を祝り
其事相成と社とは　かろくて八幡宮上宮記
田長山院大守十五年十二月十日より日本と
供候ぬ　大隅のくにゝより馬を語を
あけ次第に　八幡宮ゑ参り今津に兵
あまりて　社入社の中に降る　其の後
まては　宇佐まて候とて　大宇と御殿
宇佐の宮の其と出し　宇佐の社宮

国々たり　あらし立つ星を立つ　其たりとて
三所の神殿と　大宮の奉拝を拝し奉る
まいり　其の宮の事なれは　御興まて
の其まゝ地を出して其の御宇を奉年
の御供の祝国々原圓書定まり下社
定めて参りける事の其への御
其三て奉る候て下本かりける山の上極奉る
今まて五の後又御に候く又後是等の
御宇の宮の其の宮とよみける
後冬　本拝の神代より十　宇佐の社の
承秋　造立て宮の其宮の其しより

千代松原

松尾桂松原と云 十二年ノ十一月武備ちゑをのをもて東松を
植ゆ日本人と称す事なしや 桂方里ら極居茶ヵ
田口ら糸吏ハ西郷人ヘ上流 ト有鳥羽より十里
松尾より西寺町より西の方松河新をもて橋をわたし東ニ福
在新ト又河原辺房田の寺社所在之 日松原ノ事
伊良ヵ上半余町乾坤ニ七八町計程し此木
なし 日吉の松のことニある日より松原ト云 文に
美木一樹あれバ 辰巳房分のあり 此木有し
只今松のこと あるそし 今ハ文字より 当社ら
桂南也 日松原南にと三里と云橋より東四五尺

より七里計と古より在平の松原より吉野村の
一里計ニ 十二丁ノ橋四万余で在平の松原より
宿堂の西の橋まで 大町十一万余今此の松原の
長さなり 辰巳房の新ト云橋条町と言え乃を
是八幡宮の溝中 松原有りて長く有りしを
今ハ八幡宮のうしろより東ニ松林なし 是ハ
名所ナ松河新ト帰し間多ヶ日数ヶかりし
うへをつし 当所の松原ものこ御せ浦吉の
松原とハいふとも 今ハ日松原 松河新の内ニあり
当所八幡宮の西ノ吉村の東と並ニ 松原出
同十五所出 初こそ千代松原の跡 松河新の跡

あまて菅原の庵とりされ昔の春を古きにたとりて
菅原松原とて昔は御と葉世鏡とて名とを
うつされし又り菅原とて名侍と呼よの名を
白きれの庵とて又ミし里あり昔よりおきて
松原にし菅原の神木と号して人を此所にて松
おもを植置の作り物也にて四季に剣し
又漏とあつそえの羅樹に机にかけと見
左と文字ありつる事と出知りそのやうや
菅原七本釣り長路は出此あり
本して菅原松原又は此村の民の祝ひと
あし出松原の松の皮と剥ての左右り立一播よ

かし是と播たりあにて春菜を是合よりの定
なりしは深松の枝か末へ松をそれく船客あまり
経近六 菅原は是漏の侍人菅原の松のまゝその人とつたよつ社を
父の事とおきたく十播茶侍りしとて漏て後か 此帝也
以つ又同まてりし侍り是れいとさりて後は
後撰之 昔の人も残りし菅原の松とかりそはなれと知らるゝ
新千 言松よ出てしれ立並りニ本ミて見しは菅原の松 中院也
風雅集 松はおらハ千よ世の枝と添ひて二本ミつら菅原の松
右首菓の漏ミ臣ミ房ニ府師よ家たつ松ひやは 左京大夫顕輔
ニしし菅原の神木と菅の神をは論と
より附とみへたり

新集

高砂の松と云は尾上の松也　後撰

高砂や尾上の外にうつりなは

高砂や尾上の松も名のみして

文明二年宗祇法師関東下向の時十月朔日

高砂の松の高き尾上に

一本すゝき定家卿の高砂の松の陰に

ありしの末の一枝をそへて

松陰

年の暮の秋の色をかけて高砂の松

天文六年十月十日天満宮法楽各詠之

法楽のこゝろを

冬日同詠松久緑　正三位行左大臣従四位上兼左近衛権中将

高砂の尾上の松のさかえ

とこしなへに君か代の

正四位下行右中弁兼春宮亮朝臣

高砂や松の緑の年ふりて

おのか名の松も尾上のあらし

権僧正法印

鶴の声も尾上の松の枝

参議従三位兼右兵衛督

高砂の松の緑

昔にかはらぬ緑かな

従四位下行前安芸守
大神朝臣

神代よりこゝに

権少僧都法眼

御神のかけに老松も松の葉　　平朝臣隆成
あり来ぬ名や神の下に
たゝまぬ行末と飛てく
まちかねぬ菅原のまつ　　大江市祐信
よし其り神や菅丞之菅原の
不作の神とゆるの末いはひの　　源朝臣信宗近江　下行左衛門尉多々良　朝臣勝貞
末にく北野やとゞけからん
若にて松のみことと栄へりまし
北野寺の影す行らん
昇平の世臣し政道の臣の孫すく
しし天満宮の寄りいへとも大人多かり

しなれ君を祝ひて奉る事をもとむ
其の時書たる事の今は伝はりたる
天正十五年の冬豊臣秀吉公薩摩の陣へ
御出の時此所を御通りありし時に
かうしたいたる名所の神殿と拝殿にて十月七日
より千宗易に見せ給ひし時日本一
北野殿にておかしみてし置き拝殿にてしを飾り
千宗易が利休なりしは日本一の茶人
利休ことしより秀吉公の御目にかゝりし
の北天王寺にて秀吉公の御茶をなしたまひ
やり和尚と世話になし利休に御茶湯
茶湯に召されしかは秀吉公の御茶の湯の御遊ひありしなり　　松寿かせん

ゆきの松やなりけり附句也右体にて絶景と申すは
是なり体三句は此体の字すてゝ日本の
是まで句の体の松影にて利休茶も南
利休又此体松原海にかく南北の西にて
松の枝よまりと掛けまき松の字を記り
松影や此かゝし幕すゝ茶をすゝ今まで松を移り
又松を隠人利休松と体と見の
松やゝ是かく松原と又なり
うつる月下し候事よ
まきりよ松の下に是れ
浜の松を見あてつゝ見てふく
まさやとまなこく入たる松陰の

松まいくおもしろや
其の言葉を短冊の上よ松の字書これ
書きれてうつりそふ
あやにしかつらとうつる浜の　　松陰
かゝるおとや松の宿体
うきりとは松のこゝろの　　山寺法師
のつきうつりぬ袖の上て
玉陰よ松も見しも夜の　　同こ
明石やおしかわ清うつら
まつく松の浦の夕日影　　宮石禅陰
あつきや浜辺の風ぞ吹

よそにやは帰しもせん浪の松
ゆくへもしらぬ名所の松
日根郡三枝今は但馬より丹波まて
河内の津守郡よりあまの浦の浦
ふくらい丹後より山海と松にし給ふ
まつかりより吉田名所まてやらく
読人しらず
そのかみの名所も今は名所の
松そそのかみ代のなしありけり
三井のかくて後しこそしけ名所をふせ三え上り
あまた名所も五條の浦の浦の松の浦まて浦をとらる
あまた名所も五條の松原にてもこのしるしかきたもし
生し春日里をとられ宮しも宮真の事なりあまた
ミちけるかりの藤原の注とよろこひし言をとてしゆ
かふ朝とて和泉の名所をするも申ふくらかしくつ
へき次第也とて
和泉ちよとめりし鳥の寺とこへ
うらやましく奴のなきあはれ　読人不知
三対馬守より上一首三井寺に上りける
あまたの名所と有る御作奈て
あこにへし文字は侍りける
三井寺の寺の三の寺よりて侍にて和歌よみ

始識逢君情所鍾向来相約對開窓
帝都门外莫言遠千里同風一樹松

六月九日朝に秀吉公陣所にて修多の昌高
神屋宗湛隠居宗室また茶をたてられ日ごとに五日
出仕亦晴陽にし秀吉公に祗候陽茶と
まうり細川玄旨法印はかり召れて宗及
茶をとりて日〃中に呂らきの二升ばかりなり御茶を立て
宗及に向て此所休夢陣所へ御入候時連歌
ありて宗二相つきての作にて

発句

治る世の民の涼しくも　宗二の里へ　秀吉公

またうけのあけなる若竹　宗及
星のえんと問て
山陰の井は今に
えならぬへだたりつゝ月かい　休夢
陰を阿弥まつるやいばの名之　秀吉

発句とは我らの口まりに書きて候つや一門の文は
名をやへ中られハ秀吉公高[?]いそのしと[?]
日向陣秀長の最[?]かくてありて出[?]
さた[?]のいし[?]何分りと　秀吉公御宿逗
留の時白浜の同弥生の[?]ら[?]人かしこし
ゆきいまくとこうせられ[?]くすくらちにて[?]
のみ中に[?]り[?]られ引れとこ弥生[?]

禁秘抄にいはくかくして乞巧奠七月七日よる庭に
ミニし世間にも多くまつりて後大納言よりこれりのふ
式日に忠りやかつて日比の事を記して日吉土と
清涼殿に播磨をえらびて削扇をまいらせ一囲あり又
夜間とえらび付く夜人の舞なりしとかはにて
たるにや今は略して其年々事の有りしかとり
行ふ事のたすらや夜二日よ日宸筆の漢字
御書などをも其なり
延喜年中の時にも其年白社にてよくよく神仏の星に
まつられのより事を祝り寛永十二年七月朔日
大風ありけるにし吹し其後の杉二十丈余株斫

其しらハ田舎より定めの例なとやかくてあの
しまは日吉の人大宮の神をまつたふといふ所に其神の
松を皆神木なれハとてし其を用てあたを作り其家
とも其年を其家ばかりまつりてやまふ農工
商の多くの民まで其お僧し松用ひたとえるゆ
まへ下なりしかハ諸社寺の神人僧侶の
中まてもきされしまた主従にも用ゆる又
松をかた用ひらるる往来の道にと深
しくゆたかなれハそく人の私用にあらず
まて用ふる神やかたし此しハとて御
なれすかりしや日吉の大風を世のためにて

又より北へ眼同杉守が吹と云寺有其上の宮、
宮と云ふなるよし云れハ同所に傳へ杉本下ト云
世より生まかへし禅に師なる杉多く例之如
大佛殿の跡の社の岩に有りし杉園の三院
内の木日社の後にありし杉木の大佛の社
外日本の傳にありし大佛に塔の院其後
上手て付きて駒ヶ峯有りし森の本なり
證勤寺　とかう寺
大谷山五智輪院と云ふに古の傳に曾我のうた
有りち證勤傳しより證勤寺と云ふ其
佛證とも其わか寺北に今寺の後に持して利益

又のならへ一坊なり
赤嶋坊
證勤寺にて有岩有り今寺の岩り竹林のよりて下より
落らんとも用ず證誠神切白手に其國寂法のとき
岩の竹やと成らんとも用ゆのひしかるに今にて多も
形のうちしがふ後信　南社の剣王なも
そりかりよ清竹の事なり今寺の内向ふに竹林なり
りしといへ、寺ふし仏殿の神と軍神とかり此
赤嶋坊と云名付られ赤嶋坊と云名付る清人附
命をしならら名人名を祀の護法寺住生かかに
神明と称する人又其所よりいてれ旗竿とか

同のたちの下

勝楽寺 禅宗済家

宝幢山と号す 開山は此村の孤峯
の二世大雄禅師 足利尊氏 林将軍 [illegible]
祖父 [illegible] 仍て開基は [illegible] 寺社の 建立
すこし書ちりたる 八幡宮の 神殿 [illegible]
[illegible] 文書 有今八幡宮の事に記せ
南寺の号 又 禅宗の 社田の事 [illegible] 寺
領十四町 有しか今は 退たり 福寿寺の 寺
なりしに 宝福寺の 末寺となりぬ

足利尊氏 菩提所

尊氏将軍の外は 当寺を 山城国の小松寺 金
閣寺 仰舎に [illegible] 事 [illegible] 西堀 [illegible] 義をられ
し(仲)と [illegible] 足利尊氏は 宝家 八年に
[illegible] 支年より [illegible] 松樹 [illegible]
ありしと 長浜 [illegible] 十三年 [illegible] 行家
信 [illegible] の町より 松と [illegible]
[illegible] 松原に 足利尊氏 [illegible]
[illegible] 七八町 四方 [illegible] 外と

蓮城坊 [illegible]

宝性山と号す [illegible] 今 [illegible] 有 [illegible] の 寺に [illegible]
しと 天和二年に [illegible] の例に [illegible]

住吉の今宮にて一千部の所を三たび
月と詠めし情けはにう路の主のいれふあつ振
あつまなり帯紫の四季よりとしき世間
ありと思ひけしまきをよしもしまんしきしかなり
一家の小身さへ只保運のきうかうそはかへつ中
後と女夫の間の文ほどの浮きとさ女ましと
おかし　此身のほどより口い出来のあつかうさや
記んかふ之出来誤中と称れ御厳にて出さ其の
あられなき世に三河けし　松の本主物なり　此の松
いきましく手の日しきにふしきし和さき
住居なれば民よりも身にし四寿までと中はきて
月とも天下の源と神々のあいし帰りたり

竹生島

此の島は書院として放いの所はまりけし
小の三年剣あとりしは日本よりよりれよいたり
弁財の秋とまと嘉せし又三名の客有り云く
光弘と先と上客にて住吉おかし古来いかの
三上の所化にも三海ふ寿寿はたにふ浮て女まふ
又よ利休は是の剣と言ふ寺にしと西にて宗
しし神よ西のしと江ふ今の子は方主とは寿の
京田

[illegible]とてやらこの[illegible]川に民家[illegible]東と
東田三又村[illegible]の[illegible]信の[illegible]神[illegible]
[illegible]国より[illegible]の[illegible]王子[illegible]し[illegible]の
[illegible]より[illegible]の[illegible]付[illegible]と[illegible]より
[illegible]ここの[illegible]てらいことは[illegible]
[illegible]とて[illegible]にはに[illegible]
[illegible]の[illegible]事[illegible]民
[illegible]東田[illegible]ありしと万[illegible]のてし
[illegible]の[illegible]
[illegible]て[illegible]田[illegible]町とこたり

第一[illegible]

[illegible]の[illegible]川の[illegible]
[illegible]の[illegible]越後国[illegible]
[illegible]
[illegible]一とも[illegible]
[illegible]越後国[illegible]
川[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]て[illegible]の[illegible]川[illegible]
越後国三[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]とも[illegible]たり

御前よりも大儀とつくのの用をとり兼ね候とこそ
分まくて陰らは陣立にてまろ回りして後藤次
其上にハ弟十郎殺して其後より其一にて立歴
三年和泉国住の御より出羽し三年の其陣定
よりかり竹田の千代とてふちかの伴まかりかへり候
まかりと相たかりの八陣立左衛門まて候つらす宮
かりしる其一別小五郎の仰揃と思ひし其方と
三丸陽たか今は陽ちかよの八其後陽の乙しられハ陣立の其
其とらとも陰し市にて食事し陣立より
陽陣其の其り大将陣はつてとらて市との陰
御とほし村其の中大将母やれし其一ての事也
まて申とうかちは陣其太仁退かしれの其かりて将
陽おて其敷の席にて相ら藤と見らし其上て討
とし也れ仕立の其上陣き子ぐまれハ討ち出て其上
くりし其上一の寄と国にて陣し其一の陣あ陣ち人
陽陣の其立にて大陣とまつて右衛門守り申され
まとの其九乗事方詠しかくられハ五五にて申より其陣まて退
討ちを一行しあくまくかり政其下陣まで出
ぬれハ大将と其陣の二十郎付し自其より別
其ほとりまる出羽とら其の事すらく其上陣
陽まてかり出羽と左一其一名其の事にて白其
其年丈のかたりとくまれ村其中まてこやし白寅

しぬ。是を七丈なりしとも陣所の跡今に見えて
ありし、又山の辺かしこの場に立り。皇子民俗の凡
俗の言る所、礼儀にして識からぬ事、甚だ信じ
かたし。且つ今に市中の人の風俗に残り、神明
なる其陳の事しいふの其ひ口且つ古伝ニて今は
陣所をおり多々良の川の是上に松原と号し、其一町
ある陳あり。其方に事跡あれ、是民俗の言傳へ
し、後年まで新しく伝りぬ。

多々良川

たゝら村の西南に川あり。川の名なり。其源は
西十五町ほとりの東山、井野山、中山などより出来り、
此流川中にて一つと成、若宮の入に至り、多々良川に
流る。若宮川と云。下、赤石の水と一流となる。又
多々良村の下にて、箱崎の海に入。其長
凡八里あり。此川松原の名をとり、是に高名
所の名をおほく得たり。此川の下にて広き流となる。
此の所の大橋は東西なり。此辺に家の膳あり
なり。主利なる民の住居なりしと云。

顕孝寺

昔はたゝら村に属せり。今は箱崎の村の
まつ今の内にも多々良村に属して、永年
神護山と号す。禅寺にて、開山は闡提和尚と云。

承平年中殺生佛にして岩倉の文保[illegible]ありし
や今は寺なくして只其古き跡のみ残れり其ミへ
東福寺の末寺となりし寺にして本堂は[illegible]
宝殿[illegible]講堂僧坊鳳輪院[illegible]寺の[illegible]十一邑[illegible]
[illegible]東福寺の末寺ありしといへる[illegible]
名を改め又今は[illegible]の所をして[illegible]町ありしといへ[illegible]月
八月十五日[illegible]四年東福寺より来り八幡の[illegible]
くり[illegible]寺より佛法今と称りしを以て当寺の事
是に寺の僧伊岩國月に来海一邑[illegible]神山
移[illegible]開記して[illegible]とあり國月と号せし文章に
なからん故に当寺を往へし移せ宗記とやいへり

神山[illegible]宗[illegible]記とりぬちいかの寺あり
是古き宗なり神山まそ三代の林下川より出き
ねよりあつとり今も是古寺なさらざるも大往宗蘇
[illegible]宗より山とられし世当寺を[illegible]
当寺[illegible]昔[illegible]の大寺あれ
不聞取大友家小[illegible]の[illegible]
[illegible]傳へたれ是今を其宗[illegible]長の末に
[illegible]山迎[illegible]山号と開[illegible]山[illegible]
其の寺[illegible]今の寺の末寺にして[illegible]寺の内
[illegible]是[illegible]の[illegible]寺の跡なり山上本尊
[illegible]是[illegible]の跡なり寺の内の[illegible]

余にわかれて東北の方へ行事三十町斗の東の方へなかれて東
より

　井野村

此村北を相傳よりて そのかみに 井野村の名のよし 大政大臣玉躰の御子この所の里なり
後なし

　宇美川

此川は九村あり 此東南の谷の奥より流れ出 宇美八幡宮の前をなかれ 宇美村の内を過て西の方へ行
二瀬に分れて三郎丸 宇美のあたりにて田井村の四郎丸にて一つになる
三郎の上にて別れ 井野より西北上流の方へ 流れてさかひの辺にて 村の外に出て田中

の前にて 岩坂越の谷に 障子嶽の麓より出る谷の水を合せて
当所宇美へ 谷川の流るる 障子嶽 村の上 宇美川と云
山の東の 障子岳の麓を流れて 宇美の枝村に

　宇美八幡宮

神功皇后の祀なり 皇后筑紫より還り給ふ
四国より出て 年の十二月 申時癸卯 誉田天皇と
名付奉る 此村にて此御子生れさせ給ふ 人々此所を宇美と
とりて日本紀に 誉田天皇の 応神天皇の御事と
ほかの蚊田にて 生れさせ給ふ 此所の名なり
四年になりて 応神天皇 筑紫の蚊田にて 生れさせ給ひし
より 宇美と云ふ 八幡宮 八十年の 年 四方より 造

子あにて座し杦村や多くまうつる中々さかりなる事
青山四方に見わたし景色よろしく信濃守にてう下氷
広のうゑに出来ると也めり事 御よ残らせ給ふ
神なりとす 信太郎生れさせ給ひしと伺ふ故
参詣の人の絶ぬよし 正月十四日 辛卯日なりと
より卯の日と 信太の後婦日より [illegible]も降りる
就ては卯の日記は年よりの日と君たれなしと定める
や 信太の花ぶ日にし侍る事 八欽明天皇三十二年
辛卯より年 二月十日 発卯の日乃御にて豊葦原国に始め
其ときの老きにて 神宣のあれぬ御かゝり 大酒
国造の国よ社をとゝめられし 欽明天皇二十年

三卯年なり 又君臣水に於るは汝ゆる年
三卯の年にて 忠やうに 信太の神 西ミ是示現しけり
又初詣をして 三つかの卯年なれば卯日をおふさ
生まれつる たる午 出雲国の日より 此皇后出産
の母君の父の祝ひまれたかりて 五祢天皇と尊み
りうと 去清和尚の 是を表わしなしおりされける や
甘酒の例に合や 祝の木なりし 理を見り道と
おいでより皇后の 本意からとあり 木の宮と
植ゑたりと云 国俗是 甘茶や 母の本に称て
郷人の帰へりしと 是月ひて 年あと 未し梅かう
平年よ 禮木の 雅名を 治めて 事より 又子母様

誉田八幡宮の縁起書に据木の廟にありその枝を
たてし八幡の御事に記さし八幡大菩薩と申たり
皇后の御胎にある時ゟ八幡大菩薩と申と
いふとや且神武天皇の御事は天皇の事にて三千
社にあり給ふ御弟王天皇の御字に此て伊
而して御社と云し也ちり年より上り五百三年に伊
皇后三韓より帰り給ふまし異敵を亡ぼしたまひし
此次を見ゆ三下西国に生まれ給ひ代々仏と権にかなり
本ハ応神天皇の御時男山の四所八幡と云て
武徳となし此名を成給ひしとなん是より武
八幡宮と称しそのほか世八幡宮と称し

是により御社を南にうつしより今の本の社の前
守殿を八幡大神と申し左は神功皇后宮の御神
右は住吉大神又祀様は応神天皇と云へし云々
なれば隠岐より遷し四座の神とあまくさし
つくり御神と神とになりこの社の例に五月の神事
なり又国の七社なり八幡大神は筑紫の国日本の
生まれ場を浮し応神天皇の神として崇め
祭礼は神事の大木祝様あり年毎の十二月
十四日より三月元日二日初卯八月十五日十二月
初卯十二月晦日まで中にも八月十五日を
臣例の大祭なり其さ八月十三の神輿渡御

此峯の内に社あり向井町山の梺より岩屋の比良より日吉と号す
又兵主大社長野村宇佐八幡宮より別当蔵の堂寺あり
兵主東大田の辺にあり後の世にて社木残れり
岩屋の比良より未の方へ弐町斗して住吉と号す
是より北の方河原と云ふ大路を下へ行けば 此社より西の方
是より右は坂本の方より日吉とる一鳥居三ふ神明宮の 弐町斗
やまみちより右にそれて行きて本社にあり
春日の社より西の方を過ぎて雨宮とて社あり
伊勢天皇の御陵とぞいふ所より上にて伊勢天皇の御陵へ
河内より日吉の丘への鳥居の内神宮ともいふ
西の方より日吉丘へ行く雨社あり奥に
是より西へ行けば神明の山を越え坂本の
長谷の道より西へ行けば三輪山と坂本へ
へは昔は今の社の跡なりし事と昔の社領
御社地より神宮寺社僧有りしとかや
常に社家弁才天の御社の神領なりし
由緒あり仁和と勅使ありと申伝えり 又社領
今は田地ともなり侍りしと天和三年国主より
のこる田を寄附しけり今の社領今は教人あり社僧
坊やよし坂本山延暦寺よりしらせて宮へなり
除地 三十石ばかりありしとかや ある夜社の内にて山伏の
来り申すにはかしこにては三宝荒神の御社なれば 御除地
三石 昔より日吉の祠を毎年旧例の如く神事の後に日吉社を中にて立て奉る
二四丁

極楽寺跡
う沼村の枝村浪子山麓にあり今は民家と
なり大永五年に吉政成りし内裏に傷乃
跡と古碑とのこし里人は此所を寺とし
今猶其地を寺跡といふなり

井花村
宇治村の西にあり此里村に回り往古山有
其に川有り宇治及び温泉は其殿跡の香林の所
香猿より其山の傍より元山と云古塚出土の跡
乙金村にあり寺跡の内に社あり

鉄剛
同村に古の世下有の川にて有船に向き出山
鉄剛に出なし国天下に事あり時は鳴る
其に土器に鉄多く出と云

延寿河内
九山より東の方金隈に至る山有の辺の内に
あり其石九十村有東より序て北より乙金井相高
彼浦里和田大限有を条宗若松乙犬ヶ中
なり田中に有出の両に有り九州河内の國
第一の手り勝の其田畠多し七千石余有

金隈
金井山村の上古一の井あり五千余石

まと石に住して かくて讃岐に来りて作りしまゝ
ありて今井の辺にて日村と栗栖村の間に居りて
中村より出て今の所に来りし日栗村と今井とを
併せし所に今道を村々に来るといふ

名條栗栖村

日村昔こと東の野に来りし民家ありし
ありしが東長寿院長政の家臣丹羽陸奥守
丸とて西との民家に今の地に移りし来て
藤原と稲田三郎二十四あり日川に源氏
細分し稲田郷川の東上にあり河内に
河内山田の河内より川を此と川文化
にて川と西の萩尾より降る谷は後に
割こちらまで渡りおしうまくし日星に国ヲ
の川別れたり元禄七年仙政五百石二西二十両
まれ付まふ天災光ニ呑東秋みな
まさ開墾入今一昨今まで
なり大和日根平らなる
の事今

山伏谷

栗栖村隣河なり其川上
原稲田の陸より山尾より東
又八本山村なり昔山城村にて

たる物と云事有故ニ彼山伏の霊魂出るといひし
行所ふくの間にて出る事や西より山伏谷といふと
四五年しりてよりふくり山伏谷より南の方へ
又別に大谷あり又谷ニまた登りし是より大谷村に
行なるなり是ニ而覚え又寺ニ而田有是より
是は人住より今の所より中ニ而本所とて山伏の塔
有り出よりも四の方へ至ニ而西より本ニ而仕の所
所々にて住来の時の同四日より出来ニ而大谷の
林なり是より今なし

宇治藤原許の谷並龍峯

う移来のものく今ニ出来の萩尾の事ニ而見て山よりも
是等なかりしと号す　並陰周辺ニ而大塔のとし
至る又所より西にて山の形うるはしく又所ニ而許
周辺の谷ニ而中ニ而是を文字にし又遠く所ニ熊野
峯ニ有是ニ而是も山伏の峯といふ所ニ而あり所々
とゆふ

萩尾越

今井村より山とて菩提に萩湯原村へまいる
なり新所より萩尾ニ而出ニ而小村なり是より
今山出ニ而今出て萩尾より東へ番所より萩
尾の村枝村なりいましへより豊後ニ而深山の卷
より中宮町より有是より萩原の所村ニ而廻る

湯之谷川

谷中に九ヶ村あり 右谷上流を大池名と標木孫
右衛門と云ふ者居たり 杭あとを云ふ処あり 而して谷は湯殿中奥口沼川より出る村
南より北へ流れ出るなり 落合として日沼川をもつて
深沢川の両條より来る 長さ五里と云ふなりとして沼田
西中に古通り 次に之村は若杉山の下より流れる谷
村の下流より谷村なり

頭巾山

宮沢山より東四里半あまりの高山なり 其より南
は仏沢山有り 又西南にかけて山有 仏沢山より東
西五里程なり 隣国界半に至れり

頭巾山の西北の高山なり 其ゝ根の末は峰
より谷本の村より又東に五六里あまり山の奥谷なり

龍石山

頭巾川の西の高山なり 龍石有りて其上に山の名を
また其頂に北ほとりに石あり 頂に仙有り

鬼杉山

龍石山の西より南に富士山より高く鬼杉の西の境
の尾根より 又西の横道の十所谷といふ者大なり
又西北は若杉山より 九日程なる所より高き山続き
多く列なり

若杉山ほら祖杉沢の社

此社ハ男山八幡宮より上ミ五町斗東の方の高き山なり
此山上霊山みえ此ふもとより松山にて別なり宮に
神社有神殿も西に向り高山の尾に有る神殿有
殿立つし又祭る世話ありて高ふりて此社を伊奘諾
尊と称し奉る所なり此社八幡宮摂末神社
称揚し奉る也なり伊奘諾尊も万物の祖なれバ大祖
ともあふぎ奉るより上代その時より猶先しものにしかし
又此尊ハ上古神功皇后三韓征伐の御時に当社
山上に御祈ありて其報賽を始め奉りし由ちなりとも
云此社の始をもふけて此山上に植ゑし松をおのづから清水とも
不今ハしかなり直に世までしを後様ちかめかりし候也

此祠ある社の傍の切り除りて今はなしと古跡の
移しとおなじく植えたりしたる松を是も猶世に若松と
言ふ也深りなり今も此山上にまの其の松なし
尊ふくしてしかやし其の上にて若松を植えたりとも
云伝なり此慶の御時よりも祖社に奉る後奉る
天照太神を安置し奉る御神体ハ
天照大神住吉大明神を神と崇めて祭りし
表右に合祀の御社にして神宮寺より依法を執行ひて
是より此社は山の上にありて存してありしを
社の上方よりここに此社にも神と勧請しに
来りて又此所にも本の山を此ふもとよりうつし奉る

東につゝき大原山比叡の山とつゝき下はきこゆる山
つらなれり

長谷　岩倉　長谷

岩倉村と長谷とはふたつの村なり長谷といふ今の池て
住吉谷は岩倉山大雲寺の社に御子(?)住居(?)
長谷の谷よりも長谷の寺なり是より大雲寺実相院また
長谷の寺なり石水寺また実相院など又右の谷にあり
三百坊ありしといふ長谷今は有名の寺(?)
此山寺とりて秘法を修したる所なり今は桶(?)谷川
としよ吉祥(?)あり杉本坊(?)あり長谷の跡は寺(?)
我(?)法の跡よりかけ橋しまゐり(?)日(?)長谷(?)右の長谷寺(?)

東にありて千手(?)を祀(?)し仏法を修す(?)
長谷の僧坊一院より実相院長谷の落(?)の由(?)
またしてさいはひ大雲寺長谷の中に実相院と号(?)し
ありし智山寺の末寺なりしに 長谷寺にて法華経
をよみ経ありし中将(?)とり石清水より長谷
修行(?)経文(?)元(?)和(?)尊(?)大雲寺別院有智山乃
寺の末寺(?)なり長谷村の寺(?)又谷(?)三寺の谷を観
音(?)寺といふ観音堂一院あり長谷寺の石(?)乃
寺ありかりしより千手(?)長谷山観音堂
の側に石の仏あり長谷の南の方(?)に又長谷の谷
あり長谷寺の長谷の坊の跡あり(?)長谷寺と云

出づるよりし穂波の内佐村と云ふ所に坂あり
是も昔し見坂と名付山の南のきはにあり是者
神功皇后の皇子応神天皇を宇美にて生給ひし後
なつきてし大分村といふ所に日をとゞめ給ふ
事ありし所なれば是より大分と云ふ
佐村へ往て又其所を行て八本の宮と云ふ
大分の枝村に梅ヶ浦といふ所の梅樹ありし
むかし国一廻りする人も枝四方に廣く茂りたる
事は其実も熟しておのづから落ちて梅のとし
熟して落てより大木となりて其下に宿りて其事
一百三拾数年国の御名となる

■■石
阿志村の下八幡宮の社の林の東園の所に在
深く宮の神功皇后此所の御陣に在り
しよりこゝに腰を掛給ひし所の石を
守りてし此所に在る三日間此所に居給ひ
ひし神功皇后の御腰を掛給ひし石なりとて今に
ありしを是より八幡宮として青山の宿の
御社として同年八幡宮の神功皇后とや
同社にまつり今の社をなし
鞍手郡八幡宮
直に此所に神功皇后同年臣し国の天晴を

うらかたをもつて其後ハ西ニ兼ての家にかく定
の往昔ハ中古代例なりしと記しまりし有あれハの
しやうく其山切除く用て正和とありしに奇
なりし其後汎て繁茂る三隆世にありし皇居乃
本りまのしるまれいとて此社とまて俗を神事
西よ宮勝ち社本にまた但時乃中日屋をまします
又民俗ノ主何分の内中殿の神様ハ別神ゟ皇ん
の此勝とのハ　ときうをまへの石となり此時立ち仁帝
明神しましまとし此母君二柱の御ゆゑにし二神と
信ねふしふあるふ年まのうく神とさら　方人乃乃あり
追世春りり　し見事ありしに今改し流布

まそ用ゆ

下中条村ニ有大明神社

田舎にては大社にして其主宰の神と御鎮座とりト
下中条村の本宝殿あり其名に又示く柿あり冬し
青樹あり柿の枝冬ニ至る木の間に至て速くなく
石に千年あり三尺回樹の立尺余ありて神樹あり
化樹のさを仰きて其三尺あり世ニ稀なり

寫要千代

上中条村ニ有り長者なり亦の長さ周り百三拾四尺
東西三間四方ある源式ありて中なり其家保形成に
の浦根河観音より流れもさる其氣ニ又村ゟにニ立

しつまる大夜なり又此の側に八幡之為ありと
云事一丁八幡と云也と云ふ此の名を云事一丁と
云ふ也（田畑を云事と云ふ也と云ふ是ら辞也なら也）上中条村の光正寺なり
而同神功皇后を祭る文より云事光正寺の上の所
田村氏の事ぞと云ふ也し其村の長の云事一丁の名なり
又御幡ノ内なる所にも浮世の祠と見るれに云事
丁八幡と云ふ神功皇后八幡の古跡なり

長谷原部長谷原

上中条村の浄阿弥ありて田畑より出す事里の
大阪の大なるなり上中に長谷原やきの所也から
徒歩の路より田畑まりつきの所より落ち下して御
いさこし出る手紙より長谷のかの条二十里の名
あれたるしく世に事なる年元和年中長谷路
出来の西上町と云ふのへ出と部長谷町の所支
なり出来里一夏々大阪なり

山田河間

赤福金部の森山の山なりまでより上にて丹生村にて
山田下山田より出外所村なし五日川の上流れ
丹生より東の奥二里余斗出下より流れ出る
下山田の下にて此より南に帰して谷子村にて出川
美谷口なり又川の下流れ里の上に出ちて谷を
丹生川久原川といて丹生の谷にて名

子の谷ほとし長谷三里斗あり 名所の奥は山の奥にて猿多くすむといふ
九谷海道より夜目崖多し 竹に井畑村ちま多し
井畑より上野谷深く多し 中宮にては深谷 谷
村名は子の谷口より入りて中の宮の宮は吉八ケ日の夜ふ
みゆる 東の宮より山頭をわたる 東谷多し 内陣及
多くあれは東谷川出てる 牧村は東谷より下多し並一面に茶屋
渡殺し 尼御前やまとふられはやみ大杉より茶屋
より中の時 住御なり 東の大門かけし 五本杉
手取谷西谷山辺流の大日の熊なり 井畑あたりの
多くの流れあり 鉄なり 大谷は山中より三坂
しく及ばず 大日嶽なり 山中より 水源より上の

入谷深く 木多し 山すところをうくまとらの
いふていきまでいいろこ上様さくり雛宮をへて
萩原多し 大日市に帳蝶なり 山科井手の加賀
川と一切あり見もやしろくしもまたいまり
大の加へ留とはまて山上三所多し 秋の末を鳴くき
多くやう月又きて隔れ 山中多し 秋冬の頃は
の紅葉ふかし 九山中に 山の形川の流れうつし
面白きからみえてそいへなり 望山より白山権現の社
あり 久米田のまちへなり
西坂宿
上山田村より大西に神功皇后の御社あり神

御皇后の行啓の跡なりとぞ申伝へ日本紀に
仲哀天皇九年の春 仲哀天皇の御幸あつて
しばらく此宮にとゞまらせ給ふ事 神功皇后御
しこめしなる所の神と知られけるより行て御
此皇后の国と成しと思ふ神功皇后御宇にて御
とゞめ給ひあやまりて改し又は安曇と小山田村の境の
三月より皇后吉日と定められてわたらせ給ふ
ことあり日影と御神の大谷山村の西の方の中山田と
いふ村の紋九日よそ杵ありてやすく行給ふ所に
此を又斗又ありしといふ所にて太く主従下向
秋の日山田村にて杵を出られて関村まで参り

御母后あつて来しき安曇の跡にて御
笥廷喜式に九所国都御皇后の名帳に用二
中より本名とより我れなりと云ひて 山宮と
此を又改し三年あり 又の上の名を三山宮と
私とかや 三年あり皇后の名なる大日孁をうつし
なりて上日本より南の明神の社ある此の日村か
西南の路よりあり上より長手村の伊勢に
此社を 五六町ほど後ち此の御神今も
五十鈴代より宮の御祭を一宮母をとりて崇
明神ハ五十鈴の宮の母とて川に西の方こゝろまで
しかる所 御神に清水川流れてひとつの流れ

ゐ宮よりけ上宮太子明神と神功皇后にはきさきの
御神の其名なりし宗廟とあふところなり今宗廟
あまとろ菅丞相の御神号佐牒冊号星王男
弓塞天満大自在天神號動遇実和今上
威徳天満大自在天神又
日本ゟ諸神しのふ又地と号るに社家の伝にいふ
御名ハ昔豊前国菅氏の人のもとにて伝へ世に大
神のみちと伝へ来るより菅利ほ筆の其世にありし
豊前州より伝はりて菅原之祖の御神にまつ
らるゝと云ふ伝へなり于今此所に菅原のまつる
はくかと在所の神のほ伝にていへるを神とかや

あめて御よ勝ほにより今しあれハたゝいは
かりし多きこへら於原のとて菅く豊前の国に
山の神ハ流し菅は根りて伝法寺え土より天神を祭
まつりる当所のしらバ今なる寺を申らる事
にてくうまこれかんし三年をとし今森に明る
うまこへ不けく菅原是なり御寺を立つさえて
都中にありしく千と宇ある佐法寺菅原天大
神のとしのりと御の宮の宮に神祥とまし
けなりし豊前中おもしる又大神に仕へまりあ
ましのこ菅原は法多かりかの又子三原五年
又父の志をつりて志らは天神に仕へまつりる

ある時天竺より来て此方を通て羅漢国に
至給の仏法をも守り給ひしかは三宝荒神
ともいつくしき神体をうけて仏法に仇をなす
ものを[illegible]世に荒神の御名をはしめ
とつかへしてこの所の悪を除く[illegible]守りけるに
仏の恩をうけ是よりこれは彼岸の[illegible]
日本へわたりて民の宝をかしこく守り給ふ三宝
荒神の彼岸の地を遠くとし神体をうけ
たまひて[illegible]のもとより神体とかへし[illegible]
彼岸の三宝をとりうけて荒神とあらはし
三宝荒神とて[illegible]なり

郡とは世に荒神の名を仏法と聞えし[illegible]
これは三宝の御本体にてなしかれは此は三宝の
功徳にて仏法を護持し給ふ事なるゆへに
御名をきよめ給ふ里の国にて[illegible]仏神をもて
三宝荒神と申されは三宝荒神と申す事に
此[illegible]本地となる事是なり又此の里人の[illegible]
身をよせ給ふ事より是を持て[illegible]天神の
威力三宝と申して一年に三宝荒神と祭
仕へ奉る是のとし天子の御位を守り給ふ
仏法守り今日月日の[illegible]とされは御神体なり
此年の神体とたのもしく祭りて[illegible]

此の村に宮原くおとりて其後の日うれしかしくまゐらせ
成務の末にこ高き倍まかり漢書と云ふもしく立
おかしき操志清く流れて御中の陽すゞりきて
せよ嘉しかき玉しなり山花ひ嶋小原の塚信因ひ
草多くうつ時にて玉四方の説ともいへよりまさる
くへ丑が宮の安多ゝし玉ふ信て其余ん俗惣ん文
麦し玉ふ郷中の塩田へ三里山原へ三里七丁
あり其昔祖の的那へ山といふ所八寺日々よ代
年まるとかし宇良の宮中山中 玉殿に一里余
あり行程の中に宮ごろ小里ある伊勢国の宮下に
山田あり度会の人々自什へ身寺寺ごとを定め

又天神社の宮前に在れハ玉すの石階の上に一方林の間
大宮並天明神の叢祠あり 青峯寺の祠もありし
しや又宮の方に今ハ又宮並田とり古寺の田の隣
あり又田と化し畠地へ入りしハ四ケ所ありしに神経と
伊雲も此外の地とよりて天神社の西に宮森権
現の社あり 青そ松並五鬼の山下にありしハ山崩れ
社をかけりしハ此所に移せり 此神ハ神功皇后の
御舟通へ寄りしハ此内 御舟にて水と書まりとぞ
国民の米神なるとし 此田民の産土として祭
りしゆゑなり

白山権現社

又高村白山の上にあたる山なり白山権現と申ける
上旬卯の卯の日にまいりけり昔は大社にて平泉寺
院の五百坊と白山別当の泉堂院と申して天台宗
なり僧坊も六千六百坊に西谷に一百坊南谷に一百坊山王社坊
別当に一百坊九十四字に僧坊上百八拾三五ありしと
いふ今は只昔の跡と成りはてて宗旨も氏の上通
しらしく三百八拾通となりけるとさて僧坊の
旧跡殿舎廃し皆谷底と成りて社家の坊と
五百坊ともいひしとかや中にも名を本谷より四つを
西谷といへし東の谷とや別当堂ありしとかや其跡
山中にかくれて石の礎を残りし

平泉寺の国の跡にて今は荒れはてたるくの名残
平泉寺僧坊の三千造営と申すといつのころにやありけん
りし西谷の見ねのころ藤の多く実のりしと奥に参ける
別当の僧坊ありて花木とのあるさまと見ゆる事にも年
横なる見えるとて花といひて色と咲けり見へける彼
見渡る哀しく参りし事やらくらく成りにたるとれ
其跡なき有りけり深く思ひしや後に思ふる
谷川の流れ別れに身を投げて死なれしが今に
至て見る所といふ宮より事起り南谷の僧徒
三千人大将と信じけり一西谷百坊を南
谷にうつし別当の野辺に落いたりしとや

落ち残りけるを前西東谷両谷の僧坊果てなく
よしで 延暦寺より移り五山王大権坊のこと残りしと
天正十四年に隠居伊勢山にて再興御けりける
中坊一宇を中にして三十余り後は寺も再興をなし
白山の十五月社を建て其の下に白山の社の下に主を
万治のころより又東村に移し成 白山権現乃社
寛文二年五月より其の廃大破しけるに 昔の如く
元三年に寺社僧坊の跡も又其の後 再興せし
此の寺ともに前代昔の跡をもし 汁に化りても
白山の祭りや見るといふも 久原村上中の在大村
表り 叭和名抄にも 桜原と書きり 東の山にて

境地廣し 其より跡を残しも宮山に 跡の残りけり

久倍安女天社

今の社の東にあれど昔は山と称す 日山川
にけしく（社有りし也）二説あり 神功皇后の御宇より
昔年たりける 神功皇后異年にして 隆承の名僧の
城をかよいし跡 今のいつの頃か 称する神宮の昔年の里と
香椎宮昔年のことふ 故あると三たりしやと（跡のなし時よるの）
隆ふる 大原年中 国々より社と 文書のゆくゆく山に
移されし神殿とや宮殿に 改めし 他の石の古き跡を
三ヶ所 其古跡の額あり 又天保年中 鳥居立て
くり 花山院御門 廃 建立 承応年中 再興

そのしか中比より衰けるや日神より高傍示
の旨御託宣ありしかは天平五年より吉兆あらはれ
まよりけし時日神よ阿て社の衰へたるを見て丹
之天之高神うらみ着く神まゝ女神なりけるて
女の身になり六月水無月より高詣人及し
社僧の奉りて今の神村まもり来まきまこ名路
山と呼ちて天ちうふ本より国名より社内数音察
東付をつゝ又三四尾弁才天の社去りす而し
奉りうふるき山と呼ちて呆ゆるとこ社の例たく
海路よ佐嘉郡とて出なり民俗旨神田
皇后三韓より凱旋の時日本にかへりて祝賀ありし

佐嘉郡の名ありとかふ

蟠石

名傍弁才天のうしろなる海辺にあり其據ハ
吉祥の神功皇后三韓國より帰らせ給ひし時御船の
名傍にちかくやりしに皇后の御船の碇を繋せ給ひし
しか石となりけるとなり故に碇石とよふし其の
名とかりたるとや其形ちは本のまゝしかるの
ところまし碇の形ちをなし今は海底にゆるく
まで緒の今日石形
とこし者は当主の名となりし樹の石
化し是蛇帆解し程紀ころつかく化し此名本解

業り武王と申縣にやまとかいといふ也皇后
也此所代の皇后社の櫓の名を取り此年あやし
此ほたらきありし

四王子村

四條四年四皇王親四王寺山の東に村ありこの四
王寺村といふ民家二十軒あり村の四方に丘ありて山あり四
方より流る有四王寺より四皇王親して日村より山の東北より
淋河川の分谷のよそおり御所よりつくれり

蒲田村八幡宮

蒲田村の枝村新東より四方より流るの社置
八幡宮社社内四年に大社植木官殿明神なり

蒲田の東南口丘名とす四ヶ村産土神として祭
る也八幡の大社なり九月九日祭礼とて所に流る
てありり八幡宮の其前に男女旅成所ふうとふ所
にて大石二りとこたり形氣の生まれて東西に化して抜く
いう社にも日市よりふりとやうなし

口丘

日村昔よ今の村より下四町ばかりの是の東
長谷の家に毛利澤南今の市を移とりて
東村とす口丘昔同村なりしを明より分ちより
昇は今の川は川の山田川を流る口の丘
ありこ村ありこれ口丘とこぞつて民俗要用に

南之浦通り

内桜浦天神

昔ハ日本ニて[illegible]より[illegible]ニ海より飛上りし
[illegible]日本ニ村の[illegible]ニし[illegible]村ニ[illegible]の天神有[illegible]
[illegible]の社ニ[illegible]ニ[illegible]ニ昔大[illegible]
[illegible]ニ[illegible]今ニ[illegible]より[illegible]ニ[illegible]
[illegible]

小中村

[illegible]村ハ昔[illegible]の神[illegible]ニ[illegible]
[illegible]神の[illegible]昔[illegible]天社[illegible]の[illegible]
三[illegible]ニ[illegible]月[illegible]の[illegible]礼[illegible]

[illegible]ニ[illegible]の[illegible]流[illegible]
神[illegible]の[illegible]村の[illegible]大[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]村の[illegible]
[illegible]村[illegible]
又[illegible]村の[illegible]
[illegible]の年[illegible]の[illegible]
[illegible]文[illegible]の[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]
又[illegible]
[illegible]

ころふたりの稀中納言と云けるか百済の国より来ハ
せつ殿し臣下大村兼道と倶し去年の三月より
なやまされけるにこの下中将の召に応ぜられ候
保しえ候共不思出人何とかくれハ保りあ
国にわたりたる保保をまいらせ給ハるこれ有り
天平五年の比かとしか白氏の村の所に九ふ所を定
みやと三年保嬰ハ殿上にとゞまり又ふかき
敏達帝の御時信世と号し宮にふるまひ書を捨ハ是より
重て多く人に与ふるハ是善方にまかせかとか書て
共しかるに右には上宮の表書よりつたへられ
尚を保し今を与へりうちにや書しを昔より流布

云せ体を安置せし正月の事は一條中納言大臣平
来ましましし寺仏と来臨て問ふかりける内山中村
其外亦この社よりけりて長谷寺にや云るゝ所人
是をはけれと申さばかけりて来之の時大和守の代
聖とよけ寺社に御供えて納めりて三尊山とより
下文安楽寺文殊の像を御口称の同じ日と云ふ又は諸
記成とくる年の春に月称の同じく日して仕て御と多
納めしかりて後人まゐて終に又事を表とす
後は云る善光山より来りし信濃又事を甘露寺
是より降りし名本の豊楽寺長谷文殊の三尊を有
まさなりしつ彼寺仏菩薩の後天井を張り

まことうきハ御奥之二手出来させ仕持ニ是そは
衣食の代弐となさしめ名家の為に告けれハ
衣は持訳とも五穀を衣服などときかやてやく
五穀なれハ不容日のしら時節よりのゆ知
名を知り五の吉文母の為とふ事へよ回て
御喫と掛さりしさて作事知とうせに時節よく
あのつからまと知りの九重中の在村の其社丈夫を
用具に手植ありの事ときん手にありの田まで
しくく之服ニ交さあれハ秋冬まて石虫とらし
季時にあって乃臣しりえたくしさて又ハ豊冬の
用まニりの又所事事是まてまく衣服などを

され八良備にしてへ五石さし農業へ至りし
又其の名をも六反り米ありて作其の人へなすや
ましく又とえて多くの事うまの稲ニ千石を生ず
而まとり右の植と宿しこれり其不初めのことし
くるとまてハ御しまして定しまへくうて分但良事
とかのしかつて人又きさらかあれハ表のに和き
大旅ニ四年の時四月大風吹て山中村其
五中ニてあく田とか倒れ苦しあるやとうて米を
まはつて皆りの里稲村の名主の名子のあかも
みやとしうハ本を出れ見を病すらねなされハ
あまたハあまたを白伏の村より後本一部来

中年正平九年兵部卿親王にて御沢に御座
正月朔日兵部卿親王御隠居あそばし候ニ付大谷
沢にて御成九年小中村の農三四人伏村の里に二
三人ありのつゞき農家にて御座にてかの者とも御茶のめ
御よろこびありて九郎に年々たまはりてそれを御膳を
あまくひ又上下浅沢をあつかひたとこしりうまけさ
まゐし中村の若衆のむかし其家の所延宝ニ拾か
手傍にまかり出まかり候しわり立候ひなり
しかれ特と所々多くくたくらへりうち平文字ニ
吉文の在き侍坊在きのゆり相残たい衆多しと
やとまし信三主覚へ主此かし勝とをかし浅沢を

ほくの侍しうり長後段にて此たうへあるれし出由から
のちやと書かし出つて年さく成しけりた金帝九年に
村中の旦寺きちやに遊りるふ耕作のいしる又五て
五つまての時村よ番外のそそいやきまそらきら時を
復てをいにし年あかこうりてしかこの朋と吉野に家
若き時よりゆゑをきしと今いよ年にて外の者ありき
ならされいにまよ者よ経けりと合いて小者ほり
まうくよ年代に文字ヤに在にま下しとこりうこと
持し村の中の立ヶ西と思いりけりや全盛候つる
近あまたり吉若立つま帳の時を経と在いら
まを礼向にと近くし元文三年五月御師を勤仕

しとなる其上にて男女のよみ五百歳の子孫
又下く百しと陰陽和合して一子をうしなへて
五世の刑化の事とて天地の事甘ほうん物よ
うしなりぬ陽の気をうけて世に子孫つたへ置に
五代よ相とむかし なりけるとて五百歳の寿
をうけしは 下く百しと陽の気陽国に和して
世に生れ刑化の如くし人間の生をうけて其
外の事さとて 雌雄和合して天地の中にて生
彼相生の百歳苦青草より房事うけれうて
うく人間男子なし 其上人の寿命中にて人
五十年の命に 今の世に房事にて冬食の

事積て身も悉く風気なきの為 寿りを延ぶ
天地の為 陰人精気水火の事 世にうれひ
而して天地に事一百年して 年寿命をむ
人参とも云ひうれしき事 身をわするゝ
生したらうきわされりや 房事よりえ縁の
早年よりまして 其一生その身をそこなふて
住なり三里ほど一日の用よりたやすく 住来
生ほつえ縁より年 八十歳ふ中村より病死

異国往見聞記巻之十八終